

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月12日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町規則第11号

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年聖籠町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第2号中「又は失職」を削る。

第9条第1項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。